



神奈川県

KANAGAWA

参加
無料

定員
20名

参加してみませんか？

県指定NPO法人制度・ 認定NPO法人制度説明会

～県指定・認定NPO法人になると寄附金が集めやすくなります～

神奈川県では、全国の都道府県に先駆けて、平成24年2月から県指定のNPO法人への寄附金に係る個人県民税を控除する制度(県指定NPO法人制度)を運用しています。また、寄附金に係る所得税を控除する認定及び特例認定制度もあります。

この制度を知っていただき、活用をしていただくため、県指定NPO法人制度・認定NPO法人制度説明会を開催いたします。

ぜひご参加ください。

主な内容

- 県指定NPO法人制度の概要・申請手続きについて
- 認定(特例認定)NPO法人制度の概要・申請手続きについて



いいにゃクリエイター
かにやお

開催概要

日時

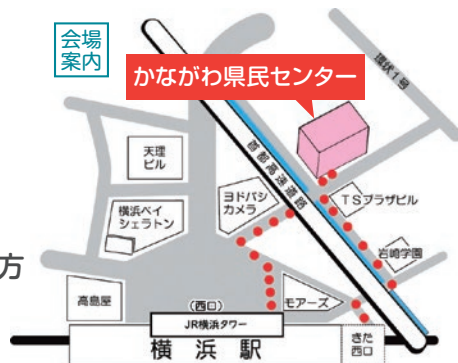
令和8年 **5月20日(水)** 14:00～15:30

会場

かながわ県民センター (横浜市神奈川区鶴屋町2-24-2)
11階 コミュニティカレッジ講義室1

対象

神奈川県内に主たる事務所を置くNPO法人の事務に携わる方
※認定(特例認定)NPO法人制度については、神奈川県知事が所轄庁となる法人を対象とした資料を使用します。



申込方法

県指定NPO法人制度・認定NPO法人制度説明会のお知らせホームページにて
令和8年**5月17日(日)**までに下記申込みフォーム又は、裏面の二次元コードよりお申し込みください。
<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/md5/cnt/f370165/p942008.html>

留意事項

- 多くの方にご参加いただけるよう、1団体につき、2名以内でお願いします。
- 定員になり次第締め切らせていただきます。なお定員を超える申込みがあった場合には、**先着順**とさせていただきますので、あらかじめご了承ください。
- 開催について変更がある場合、申込みいただいた方へ直接ご連絡させていただきます。
- 資料は当日参加者に配布します。
- 申込み後にキャンセルされる場合は、前日までに下記問合せ先までご連絡ください。

問合せ先

神奈川県 政策局 政策部 NPO協働推進課 横浜駐在事務所
電話 045-312-1121 (内線2865~2868)

県指定・認定NPO法人制度説明会 参加申込み は、

スマホで 行えます！

申請はこちら



キャッシュレスで
納付できるね！



窓口に行かなくて
楽だね！



いつでも、好きな時に
手続きできて、便利！



この手続きへの問合せ先： 政策局政策部 NPO 協働推進課 横浜駐在事務所
電話番号： 045-312-1121 内線 2865～2868

e-kanagawa 電子申請では、24 時間 365 日、インターネットを利用してスマートフォンやパソコンから各種申請・届出などの行政手続や講座・イベントの申込み、申請等の状況照会などができます
また、手数料等をクレジットカードやスマホ決済でお支払いいただくことができます

■ システムの操作に関する問合せ
固定電話から 0120-464-119 (平日 9:00 ~ 17:00)
携帯電話から 0570-041-001 (平日 9:00 ~ 17:00)

■ 電子申請ポータルページ →

